

ブライダル需要喚起事業補助金 【募集要項】

ブライダル需要喚起事業補助金（以下「補助金」という。）の募集を行いますので、交付を希望される方は下記に基づき提出してください。

1 目的

本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による結婚式の自粛等に伴う売上減少に苦しむ結婚式場に対する支援の強化と、若者の結婚式の希望の後押しを目的としています。

2 補助対象事業者

次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

- (1) 結婚式場業等を営む者であること。
- (2) 事業計画書等を知事に提出し、承認を受けた者であること。
- (3) 自己または自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団員の統制の下にないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者には該当しないこと。

3 補助対象事業

信州結婚式プランに沿った結婚식을クーポン券で割り引いてカップルに提供する事業

4 補助金額

以下により算出された額の合計額

- ・カップルごとにア、イ及びウにより算出された額のいずれか少ない額（1万円未満端数切捨て）

ア クーポン券の券面額

イ 10万円

ウ 信州結婚式プランに沿った結婚式のクーポン券による割引後の額に5分の1を乗じた額

5 補助対象期間

令和4年5月13日～令和4年10月31日

6 手続きの流れ

- (1) 事業計画書等の提出（事業者→事務局）

ブライダル需要喚起事業補助金事業（変更）計画書（様式第1号）に必要書類を添付して事務局あて、郵送してください。

◆提出書類

- ① ブライダル需要喚起事業補助金事業（変更）計画書（様式第1号）
- ② ブライダル需要喚起事業補助金誓約書
- ③ 法人登記簿謄本（令和3年度未実施の場合）
- ④ ブライダル需要喚起事業補助金事業計画書提出確認票

◆提出方法

「提出書類①②④」は電子データにより、「提出書類③」は書面により1部、事業計画書送付先（※）へメール及び郵送により提出を行ってください。

なお、提出書類③は、令和3年度に未実施の場合に提出が必要です。

※事業計画書送付先

【メール】bridal-shien@pref.nagano.lg.jp
〒380-8570 長野市大字南長野幅下692-2
ブライダル需要喚起事業補助金事務局 宛
(長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課)

◆書類の入手方法について

県の以下のホームページからダウンロードしていただけます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/202109bridal.html>

◆受付期間

第1期：令和4年4月14日（木）から4月26日（火）（消印有効）

第2期：令和4年7月4日（月）から7月14日（木）（消印有効）

※予算額を超える申請があった場合は、全ての提出案件を審査した上で、予算の範囲内になるよう調整します。

(2) 補助金内示通知を送付（事務局→事業者）

補助事業の趣旨や補助対象経費と合致しているか、書類に不備がないか等を審査し、予算の範囲内で内示額を決定します。

※第1期で提出のあった者は、令和4年5月13日（金）から7月31日（日）までの結婚式が、補助金の枠配分の対象となります。

※第2期で提出のあった者は、令和4年8月1日（月）から10月31日（月）までの結婚式が、補助金の枠配分の対象となります。

(3) 結婚式の実施

提出いただいた事業計画書に基づき、補助事業を実施します。

(4) 交付申請書兼実績報告書の提出（事業者→事務局）

ブライダル需要喚起事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に下記必要書類を添付して事務局あて、郵送してください。

◆提出書類

- ① ブライダル需要喚起事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）
- ② ブライダル需要喚起事業補助金実績内訳書（様式第3号）
- ③ 結婚式を実施したことが確認できる写真
- ④ カップルへの請求書及び明細書の写し
- ⑤ カップルの信州結婚式プラン利用申込書
- ⑥ 信州結婚式プランを適用したクーポン券

- ⑦ カップルいずれかの住民票（県内に住民票を有する者のもの）
- ⑧ ブライダル需要喚起事業補助金交付申請書兼実績報告書確認票
- ⑨ その他知事が必要と認める書類

(5) 補助金の交付決定及び額の確定通知を送付（事務局→事業者）

補助事業の趣旨や補助対象経費と合致しているか、書類に不備がないか等を審査し、補助金額を確定します。

※申請額が税込である、事業内容に対象外経費が含まれる等の理由により、申請額から減額して補助金額を確定する場合があります。

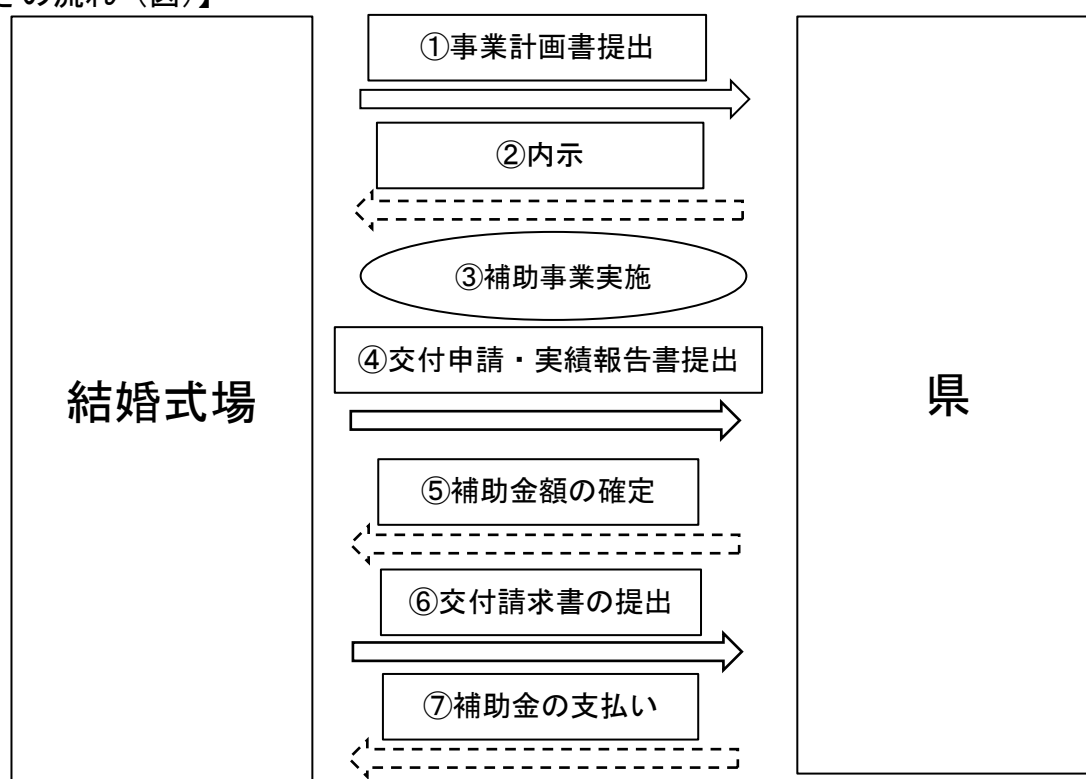
(6) 補助金交付請求書提出（事業者→事務局）

ブライダル需要喚起事業補助金交付請求書（様式第4号）を事務局あて、送付してください。

(7) 補助金の支払い（事務局→事業者）

交付請求書に記載の口座へ、確定した額を振込にて支払います。

【手続きの流れ（図）】



7 留意事項

- ・ 補助金の趣旨に則って、誠実かつ適正に補助事業の申請を行ってください。
- ・ 同一の補助対象経費について、他の行政機関等が行う補助金・助成金等と重複して受給することはできません。
- ・ 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。また、悪質な不正行為等が発覚した場合には、司法・捜査機関への通報を行います。
- ・ 本補助金事務の円滑かつ適正な実行を図るため、必要に応じて、書類の提出、是正、実地

調査、報告徴収を求めることがあります。

- ・本補助金に係る書類一式については、事業終了後5年間は保管してください。
- ・予算額を超える申請があった場合は、全ての申請案件を審査した上で、予算の範囲内になるよう調整します。
- ・「補助金内示通知書」の通知日以後の結婚式が補助の対象となります。
- ・承認を受けた事業計画の内容を変更しようとするとき（次に掲げる場合を除きます。）は、事前の承認が必要です。
 - (1) 20パーセント以内の補助（見込）額の減額である場合
 - (2) 信州結婚式プランの内容に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合
- ・補助金の内示を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。
- ・補助金申請事業者は、本募集要項、交付要綱及びウェブサイト等の案内に記載のない細部については、ブライダル需要喚起事業補助金事務局からの指示に従うものとします。

《事務局・お問合せ先》

〒380-8570 長野市大字南長野幅下 692-2

ブライダル需要喚起事業補助金事務局（長野県県民文化部次世代サポート課次世代企画係）

電話：026-235-7209

Eメールアドレス：bridal-shien@pref.nagano.lg.jp

※電話での受付は平日9時から17時までです。

※問い合わせが混み合う場合もありますので、その場合はお手数ですが、メールでお問い合わせいただきますようお願いします。